

# 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 更新のご案内 ①

患者様がお持ちの受給者証は令和8年3月31日で有効期間が終了します。

引き続き交付を希望される場合は、更新手続が必要です。

令和8年2月6日（金）までに、同封の返信用封筒でご提出ください。

※市役所・区役所・保健所等では受付できませんので、ご注意ください

なお、他県に転出された方は、下記問合せ先までご連絡ください。

## 《提出が必要な書類について》

### ①先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請書

※登録情報を印字しています。修正がありましたら、赤字でご記入ください。

### ②診断書（医師に記入してもらったもの）

※血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の方は、診断書ではなく下記の書類をご提出ください。

※診断書発行手数料がかかることがあります、これは申請者の自己負担となります。

### ③(マイナンバーを記載しない場合)

健康保険証、保険者から交付された「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報画面」を印刷したものの中から1点（コピー）

### ③(マイナンバーを記載する場合)

マイナンバーカード(両面コピー)

### ④特定疾病療養受療証（コピー）

※ご加入の健康保険組合が発行する、自己負担限度額が記載されたものです。

## 〈該当する方が提出する書類〉

### ●医療受給者証に記載された住所・氏名から変更があった方

マイナンバーカード（コピー）や住民票の写し（コピー可）

### ●血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の方

「裁判による和解調書の抄本」や「医薬品医療機器総合機構（旧 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構）から交付された通知」など、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染者であることがわかる書類

更新後の受給者証は、令和8年3月に順次発送予定です。

裏面もご確認ください。

問合せ先

難病対策グループ

電話 045(210)4777

## ≪問い合わせが多い内容について≫

### ○特定疾病療養受療証とは

後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
交付年月日 平成20年 4月 1日	
認定疾病名	血漿分画製剤を投与している 先天性血液凝固因子障害の一部
被保険者番号	99999969
被保険者名	住 所
	氏 名
生年月日	昭和 年 月 日
発効期日	平成20年 4月 1日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 

特定疾病療養受療証は、ご加入の健康保険組合が発行するものです。  
血友病A・Bの方は先天性血液凝固因子障害等受給者証と併用して使う必要があります。  
更新手続には必要となりますので、マイナ保険証に切り替えた方であっても、健康保険組合に特定疾病療養受療証の発行を申請し、取得してお持ちください。

### ○提出期限までに提出が間に合わない場合

病院受診のタイミングなどにより、更新手続が提出期限に間に合わないという場合、  
3月31日までは更新申請を受け付けています。

ただし、提出が遅くなった分、受給者証の発行が遅くなることがあります。  
また、4月1日以降の申請については、新規申請として取り扱いますので、ご了承ください。